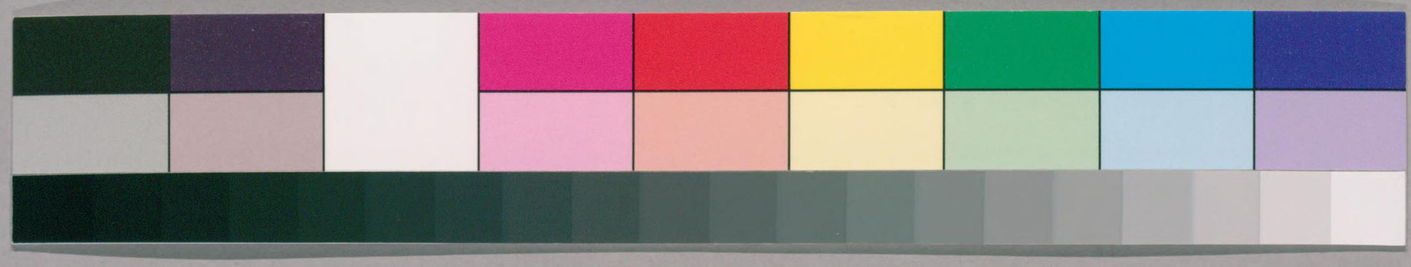

赦帳

二十一分冊ノ一

813
1

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

34. 12. 1

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

赦帳

八之廿九　第三棚

813
109
1

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

八

安永九子年

八ノ十六

御物任御役御赦帳

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

三十三近同帳

十九

子 十二月

曲淵甲斐守

安永九年

御博徳御祝儀ニ御殺ニ付

前ニ御仕置ニ成ル御家人ニ合書付

六

舊幕引繼書

五冊の内

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

密無段後妻も雖を先に云ふ妻親はしまこるを
見受に堪慈立退に由ニ付今出来候不孝
不儀ー罪重無こうに依ふ永く意流

享保十巳年七月廿九日

元山同村

一 段易

酒井粉母

右之者成於大扉下水節集人正段乱乱毛利
主水ニ而無為負に拘證変に付お法一下ニ
有之ニ就ては誰に見人分ケ不申服者を按に老を
戸田右近ニ為生押ニ付乱乱ニ存ニ法さも一下ニ

出家同前之儀ニ而不残丈介迄ニ出候者ニ而不残願出候
右之親ヘも存候ニ付出家同前之儀ニ付而不及裁許之場ニ
候ニ付猶下候ニ付則ニ而も場ニ而不残遠剃之段
相手方見届候而被召出候後ニ付右之趣
可相済候ニ付申渡ス
甚済候ニ付　役所

一　赦　御書付出候ニ付出赦

西丸出物申上候書

深谷喜兵衛組元同心組頭
飯塚伊兵衛

中十二月廿六日
御免

一　家財取上追放
享保十四酉年十二月廿九日

右之者儀小普請善林近江守組実子ニ而
同家ニ近藤喜兵衛組ニ但也近藤喜兵衛子近藤八郎と
実子ニ申立隠居願之所妻度近藤喜兵衛

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1
ガラス使用

御訪着棟ゟ白 [illegible]出具又次命太郎本妻有之処
娘小ふを出し次命太郎町宅ニ囲置セ此頃同心
組頭本勤此処ニ出し仕形ニ付家成ハ[illegible]
追放

御二意年
[illegible]
京保十四酉年十二月廿九日在鴻中渡
同十五戌年三月廿七日

一 三宅鴻ゟ流罪

御免

御訪着棟ゟ組元小[illegible]
着棟次命太郎 [illegible]子
午七事

着棟次命八郎

右ハ着成浪人関左太郎子ニ成着棟次命太郎方ゟ
[illegible]子ニ[illegible]成次命太郎実子ニ[illegible]果此処親[illegible]書ニ

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1
ガラス使用

実子ニ無之処ニ書載せ候ハ出生届ニ付此者を
実子之由申立一郎事申合論吉宅ニ引越
居候処組頭方江相達候方ニ而吟味之上実子ニ無紛
候由ニ而届出候極ニ付差添

寛政二戌年先格御免仕候ニ付御赦之

享保十五戌年八月廿一日

一 追放

小普請組小出信濃守支配

水野九左衛門伜

御免

水野平吉

右之者儀先年段々出奔致候ニ付
公儀ニ而事申ニ付父九左衛門ニ返し
其後ニ而宇右衛門ニ預ケ置候処ニ申度

一文　仰付命中渡以処又以設出奔以後出

二月　遅放

御元後　御書後出放

京保十六亥年十二月二日

一　主遅放

御免

前田表八郎　半臣子

前田表四郎

右之者後前田表八郎方ニ半臣子五組田菓川

十右吏小鴻平助所業以処表八郎設方難解ニ

平助五持本郎十右吏ニ以持止以報ニ与ニ誠

語訪若挾与元文死奥出小人

以之名取不和用十左更と称ス常下男
既ニ逢以芭蕉表八郎悴之雨及挨拶之実冬
名とも絹主之不届ニ付主追放

山谷八萬組元出小人

享保十八丑年六月十日

一 主追放

[illegible]

右之者成明柳郎九郎組出中ニ渡急傳門
急者子之成 此者初渡辺傳萬林久萬ハ
傳門又源弟ニ付之処所人傳七悴大宗郎と
彼者子ニ 此者娘与娶人合和續ニ乃彼者

中ニ如何ニ御門叙母法眼院ハ叙父八左衛門を願ヒ合
其ニ中ニ付彼是ニ御談之上ニ此者娘ニ一ヶ年ニ
扶持米令三ヶ一重ニ合法眼院ニ中越ニ付
彼法公左ニ此ニ八左衛門を二ヶ所ニ合中ニ之ニ八左衛門を
此者ニ御門ニ永田平八ニ合ニ之ニ御所ニ受記
いかし者子所書ニ合ニ仕所彼是ニ不由ニ付
事追放

小書法組母相六左衛門ニ受記
御来新三郎想所
御来正三郎
同人改曾
御来数馬

享保十九寅年九月十二日ニ御中渡
同年十月十六日ニ父御ニ流罪
元文二巳年八月十九日
一 喜ヶ御ニ御留
同所
一 小御ニ御留

右之者ニ成父新三郎博奥仕之ニ不由ニ成

有之ニ付死罪ニ

仰付者大成之儀

父之科重ニ流中渡八丈ニ流ニ罪中付金ニ処

於流ニ佐野新蔵殺恩事ニ一件ニ推乃ニ付

正之命ニ流之者ケ流数ニ流ハ小流ニ流ニ

西丸出持筒頭

梶川三之丞組元与力

元文五年十二月晦日

一 江戸文呈江方御構

中土ノ丁ノ書ヲ御見

此来田忠蔵

右之者成長尾十四郎儀引ニ定書ヲ破リ

於女所ニ同居ニ而成於女賞揚振廻ニ

浮瑠璃語平四郎ニ人ニ力之成長尾十四郎

中台ニ縄張炮ヲ坐シ二三之忌村半紙前者ニ
迄ニ中叱剣牛馬ニ毎日ヘ致悪口ニ切ル却ラ
致絶事無以処所ニ日記ニ認無或ニ無絶授ル
所吏数ヶ条書出科ニ蒙シ以ラ意趣ヲ晴シ
ニ中ラ相巧比與ヲ相ニ成ニ付出雅ヲ不法ニ
大皇四方御構

元文五甲年十二月晦日

一 重追放

申十二月廿四日

御先

忌村半紙前

覺出持筒所

梶川之ニ無組元与力

右之者成同組付本間忠蔵ニ度々令子ニ於今未
ニ至中借リ貰ヲ相無其筈ハ不使ニ存候相
ヲ置ヲ候ニ一及候成賜ヲ以テ致出紙ニ中

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1
ガラス使用

取お掛者之忠義方ゟ敬慕ハ如同下ニ
之ものと存之礼致恐度之恥辱と与へ
以後其取而之年至追放

寛保元酉年十月二日在鴻中渡
日二成年二月廿七日

向井六左衛門組元水主同心
組頭
西村宮之清

一 八丈鴻ニ流罪

右之者成仲ヶ月之高橋檜左衛門僧令詔抱仕度之至ニ
引請之也一ヶ月如平組之者ニ割ヶ月以後中渡
元文又申年二月鵜羽丸御船仕候之前
其書札大津屋孫之清ニ之雖之年押掠二書札之

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

寛保二戌年三月九日

西丸表元坊主

一 主追放

長仁

右之者成西丸献之間ニ而出料理残り猶ニ居ル愛
薄緑ニ小弓出平蔵門立ルニ付渡口綿平蔵
渡方公界ニ存迷惑為渡事不存ニ而自分之
意趣ニ成ル不憚

厳中蔵献之弓之出来

服者者切破り以後其面を極ニ付死罪ニ義
一文　給付以切候ニ而御法事も有之故
御宥免者を追放

小笠原組

延享三寅年正月廿二日

長谷川久三郎元支配

一　改易

同良新三郎

右之者成小笠原入文　給付以之八万事お恐ニ而処
下女壱人之外家来義無之小石川指ケ谷町
清元清方ニ而安新賞を代金ニ而お拂以ニ付給従ニ

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1　　ガラス使用

西丸御書院番頭

戸田近江守組元同心

延享三寅年正月廿三日

一 暇追放

中十二ノ丸ニ御免

遠山只右衛門

右之者儀小普請同良新三郎ニ於粮借用令之
儀ニ手蔵宿ニ而越ニ候ニ御座新三郎儀小右衛
指ケ谷町吉丸屋店吉郎ニ御座ニ付留候ニ

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

多日抱越後ニ而暫ニ

朝鮮人来朝之前御経御用相勤ニ付

往返諸入用ホモ多相見り借用金利金

ホニ御年貢義揮越ニハ無しハ成もまゝ

其上房州浦方運上ニ在立見場ニ渡置

御代官　御先ニ　給付ニ蒙御勤定

土上義ニ見出成運上大金ニ見納之候ニ付

御代官ニ引渡ハ渡ハ見場ニ付改易

大田黄水郷肥前守元組

寛延三年年三月十九日至信中渡
日年五月十日

板倉佐吉郎父

一 新鴻臣流罪

板倉梁阿

右之者城御代官山中新鴻郎八親人ニ無之
出所義曾ニ不存ニ処小前請加茂三之丞
中受ニ付ニ御也巧事ニ手合ニ成町醫師無茂

洞甫并同人方ニ居候今治郎申合新次郎
今子由来り夜兵合し着与彼死候ニ付候段
不届至極ニ付死罪ニ而候　但申渡之節
御仕置候旨申之旅　目見市治郎浅草田畑候
者之辛其科ニ者有之候

町奉行……（朱書）

宝暦四戌年十二月十六日
一　重追放　（朱）申年赦出町免　土屋越前守懸　細井同心
遠州浜松

右之者儀去町壱丁目市兵衛店呉服屋留吉
去ル寅正月忠兵衛宅浅草ニ付鉄炮金子
預合ニ而取候与存洞掛代金不残掛外ニ
取締出し代金之内過金ニ之付此者有家益

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1　　ガラス使用

宝暦五亥年十二月廿九日壱鴻中波　元奥出右筆
同六子年三月十二日

一　八丈鴻ゟ流罪

御免

[illegible]

久葉彰助

右之者鉄蛇川八左衛門方ゟ所載ハ居ハ左衛門ニ
居ハ之ニ成お粮ハニ付出京屋松本次郎助ゟ
遣ハ処次郎助洋服屋安之成致世話
呉ハ様ニ中ニ受ハ在お慈之挨拶ハ無之至

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1
ガラス使用

次郎助ゟ被免候間追而次郎助并　伜

文五郎方ゟ意趣被返納候処一向不承合

候ニ付陳候段不届至極ニ付遠島

宝暦六子年十二月廿日

一 重追放

永井内膳組元組徒

酒井文次郎

右之者儀同組与頭堀部病気ニ付被

仰付候処有之海中小屋頭方へ

同ゟ被申付候ニ付右者同人ゟ小屋頭へ差支

付届候出精不勤候不届ニ付被仰付候

此場所忌中ニ付引込此ヲ以て出役出し書出ニ候
甲申ニ付ニ至キ忌中ニ候押隠相勤ニ付生殺ニ
上野　御成之前
御同通ニ付八ニ至て此場所御先勤ニ付御先
此一所忌　上ヲ役方ニ至て不在ニ付重追放

寛暦八宮年四月廿七日

一　中追放

西丸此小性組
三枚ニ作事元組
水野清九郎

右之者儀芝演松町武丁目七番地馬店源七
親基九馬娘と親ヲ居住女ニ抱此ヲ付者屋敷ニ
可居金変別宅ニ居金且又病氣中立居

三浦孫兵衛組

西丸元御小人同身

伊藤彦九郎

寅暦八寅年四月十七日

一 至追放

右之者俄西丸御小性組水鄕清九郎妾八妹ニ
生之有清九郎方ニ而易致出入ニ付清九郎
中旨ニ紀也娘お妹者病ニ引込其年内同居

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1
ガラス使用

いまし江ゝ鴻藻倉ニ不敷ニ之清九郎勝ニ
意メリしため与中清九郎長屋ニ引移致
世話出し此者長宅ニ半分仕切町人ニ貸出
弾西丸出門外相尋此長ハ江ゝ鴻藻倉ニ来ル
後ニ之ニ清九郎長屋ニ引移ル後も無之旨
鴻中連ル後大見悼
公儀ハ役方ニ而ニ付ニ至ル返放

西丸表出養所ニ
小林定高
近藤元政郎 支配
元小間出
表 弾丸

室暦八寅年四月廿七日
一 頼返放

右之者後西丸出小性組水野清九郎方ニ兼ル
公員出入いたし清九郎中受ル二組ニ頼ニ出

於所中建立清九郎殺同居悪者江之鶴
謙倉ニ於鉄山限不憚
公儀殺方不届ニ付慢追放

小菊清組

宝暦八寅年八月廿三日宝鶴中渡
同年九月廿七日

八木十三郎元支配

一 八丈鶴ニ流罪

鶴田主斗

右之者儀新吉原町ニ度々ニ於鉄母并妹を
連立条山鶴義ニ而之二年ニ而小性組
弱木根大内記組神尾平八郎想所神尾長兵衛

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1　　ガラス使用

江小性組弱出根大関記組

神尾平八郎熱原

神尾長左郎

寅暦八寅年五月廿三日

一 主追放

右之者成小菩薩鴻田主計粮ニ紹也新吉原町江
其越江戸町越中国長太郎抱抵女を誘引出し
小菩薩金山忠左郎方追落ニ其越行ヶ出ニ後

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1
ガラス使用

三斗ゟ門被出候大雨ニ付宿ニ返被下

大田備後守支配

元小普請

遠山忠次郎

宝暦八寅年五月十七日

一 改易

右之者儀小普請牧田三斗ニ而相渡候長次郎儀

新吉原江戸町壱丁目長右衛門抱抱女を誘門出ニ

此者方ゟ若源次郎三斗方ゟ門被出候道合

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

右者當吉根長次郎女房殺候ニ付右養女と密通致
此段不届ニ付死罪

旧先例

宝暦八寅年六月二日若狭申渡
同年九月廿七日
一　三宅嶋江流罪
天明三卯年
御免之段　御尋候処御赦
山岡五郎兵衛組与力同心
御免
伊沢友次郎
右之者儀為其組人以中間合指南四郎組村儀
仲右衛門方ゟ咄ニ付銭前不残并請取候
段不届ニ付死罪合候段ゟ仲右衛門中合請取候

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

宣膺八宮年六月二日

一 主追放

[illegible]

[illegible]中間令指掌四郎元組

村綫仲[illegible]

右之者綫出先年山崎五郎[illegible]組同公伊沢[illegible]次郎
[illegible]二組也段同公浮瑞理之段[illegible]令
配分一段与浮瑞理語り[illegible]令元之分二段右定日
湯[illegible]男坂下町[illegible]長[illegible]

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1
ガラス使用

御元服 御安位之祝

紀家山附 田舎若運 永田長貞 支配

宝暦八寅年六月二日

一 頼遊放

申上ノ事 [illegible]

御先 八田家流

右之者後出申間村後神屋中使ハ御先食
山忌為御組同公任沢茂次郎毎人ニ御陽理
語を令元ニハ毎し花令沢茂次郎右御陽理

張り之義是迄組中ニ而右合之定日浄瑠璃語
三味線弾を致候而已ならず又右合之前ニ
前々ゟ入用不足之節ハ仲間方合之借請
ゟ為浄瑠璃語り三味線弾ニ札合之追々
此者合相應之内ニ而思合仲間へ申出候得共未
差留申候ニ付若者共も合を札合世話いたし候
段義此度格別之者ニ付組合ゟ申付候而江戸追放

御免後 御免後何

宝暦十二午年十二月十三日

一 江戸十里四方追放

百人組
松平軍次郎組同心与力
御赦 免
鮑浦与兵衛

右之者儀仲間之者与兵衛義不宜
身持仕候ニ付差し難捨置右同人組々之ヶ所差置
同軍次郎方ゟ家出申出候処右之節部分及

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1
ガラス使用

御先手押ニ為致連判候同組御書院番ニ付

江戸十里四方追放

百人組

御免之儀御奉行所より御渡之

宝暦十二年午二月十一日

松平軍次郎組元与力

西丸 大番 御先

一 重追放

榊原友之助

右之者儀先年榊原源左衛門方江養子ニ

罷越源左衛門跡江出抱入ニ相成源左衛門嫡女

ちせ与夫婦ニ相成十六年以前女子出生致

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1
ガラス使用

御久寿　御寿信久殿

宝暦十二年年壬四月廿二日

一　表立雛細雛
去成合中浚ひ者

百人組拾年軍法師組ゑ与力
榊原友九郎妹
[illegible]
[illegible]人

右之者浅姉榊原友九郎妻ちせ本巣ひ変
ひ者一所ニ乃ち生ひニ付安堵之為之ニ此方友九郎
妻ニ乃ち如ひ孫母信寿院なきゝ中ひニ付支姉ニ

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1
ガラス使用

[illegible]
雜[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

小[illegible]
[illegible]組
妻木[illegible]
津田[illegible]

寅暦十二年午年六月十八日

一 重追放

右之者伐奥出[illegible]小川[illegible]
[illegible]麹町
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

近所歩行之事 鍛ヶ橋南町ニ与 鍛九ツ 時法
理不尽ニ元 鍛ヶ橋八軒町 橋右衛門 口論
仕候ヶ所 撫いてし以外 橋右衛門 成 此者手を捕
放し 不申 此二年 成 以上迎 平与 縁者 接 外
元 相押 右之始末 御使 持 其事 若ニ 不取合
不申 此二年中 追放

表 此 其屋 所 支配
安 役之者
高田文 高田男
高田 高田之助

御元 後 御 右 後 御 御 先 高田 高田之助

宝暦十三未年十二月廿七日

一 中 追放

右之者 成 服 若 中 帯 以 他事 定 書 法 同 心
前田 熱田 右衛門 高田 山久 保町 右 左衛門 同 不 清 御
若 卿 連 立 近所 歩行之事 鍛ヶ橋南町 ニ与

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1
ガラス使用

麻布谷町ニ而無宿之者儀元鍛冶橋八丁堀町与三郎方ニ
同居仕居候段申聞候ニ付雑式申段申聞
候処連之内ニ而捕候ニ付及見候ニ付逃候而右之
始末御徒者ニ付右之者之儀不届ニ付人合ニ而取計
中追放

御元役 御書付ニ依而御赦
明和元申年七月十三日
一 御徒相手ニ而取押込 百敲
小林甚兵衛組 元浜町 御徒 百姓 元浜町 与惣兵衛
右同断 御免 小川登久富
右之者儀段家来元之侍下女善九郎
神奈川 次二俣川村百姓長兵衛方ニ而仲介
長兵衛 家来 川崎宿 家主 善兵衛
中人合付其者共 小川大助方ニ 知之ニ付宅ニ

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1
ガラス使用

小菊結組

松平友九郎元組

右田新[illegible]

以和二酉年九月廿六日

一 江戸拂

右之者後沼相[illegible]自ニ解り以月毎日の後
陽友九郎ニ中達以ニ付此リ以之以来お恵以紀
中渡以如[illegible]お恵[illegible]ニ又[illegible]致出[illegible]

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

御[illegible]殿 御[illegible]

以和二戌年六月十八日

一 中遁放

中[illegible]

[illegible]

小[illegible]組

妻[illegible]

右之者[illegible]年生服[illegible]計[illegible]方[illegible]三年

[illegible]九月[illegible]中[illegible]者[illegible]実[illegible]

一[illegible]小[illegible]組[illegible]

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

悴太宮友之助中合麻布之新家町ニ居
往来之ヽ鳴籠ニ寛ニ居り鳴籠契ニ之ヲ
彼是中年以後ニ悴義ニ此技持之下ニ者ニ
不似合不而ニ才中追放

表ニ出来而所支配
元小万里

洗川八十八
平尾源蔵

一 新潟ニ流罪
明和三戌年九月廿九日在潟中渡
日年十月二日

右日所

右之者ニ後病氣ニ而引込ニ而在此郷樓外ニ
いなし小菅清大是氏蔵屋敷地ニ而立清

宅ニ而小業結比企兵部之者ヲ
寄人ニ度ニ致博奕甚助成ハ打負ハ芭
三ヶ場ニ而本所小梅代地町生業ニ而之者
居ハ帯を質掴ニ居ハ金ニ而後刀を質掴ニ
居ハ金右帯を請戻ハ始末而無極ニ付
無人ニ而之儀

西丸表ハ右筆

明和三戌年九月廿九日吉宿中渡
日年十一月二日

一 父鴻ニ流罪

天明三寅年
御元服
御書給ハ御祝儀
御祝儀

御免
守屋求馬

右之者儀去年夏中荻原又左衛門ハ久太郎
方ニ而賊ハ処久太郎ハ長屋ニ而比企兵部
二ヶ外寄人ニ致博奕仕居ハ而有之者儀博奕

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

御元祓　御皮結御祓

昭和二戌年十二月廿七日

一　大小祓之御戸拂　西下　乗馬　御祓　原次第有馬

右之者城内萬寺居一笑安藏寺同公行内令発

及双傷殺害人も可之　執小者請組元大役

大学當時神名無之太馬組増井余之郎右衛

小者請組

神尾若狭守元組

以二月一日鉞以前合意候血刀を提手り居り以下
五押一戸如之を候若分ニ変事ハ其ニ
以下を親ハ相歎一戸ハ立戻り事ハ諸ハ鉞
以候待ニ為分ニ至ニ罵ハ変ハ其極ニ付
大小ハ之江戸拂

小笠諸組

没不苦為方支配

遠藤付市郎

明和四亥年七月廿一日出雲鴻中渡
同年十月廿九日

一 三宅鴻ヶ流罪

右之者儀遠藤四郎事ハ志と方ハ人金子諸諸
ハ其上以ハ一辨ハ座ニ不應以迷及相談以為同意
いあし其四郎中合彼是不拘ニ方便ハ理不尽ニ

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1
ガラス使用

五押概ニ入ル右之市場大猪貸ニ申又ハ大膳
家来ニ見ル事ニ余以解ニ致之外ニ不可致之
候ニ五拾中立以候ハ不届之至ニ付堂御

以御事奉行支配
左衛門大臣
福田久左衛

以和貴実年七月廿日
一 改易

右之者儀先年新吉原町ニ於鉞拝女ニ不とを
賞揚以之清出し之後外ニ行付出し以処
離縁致再縁之不も改離縁以ニ付無御

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1

ガラス使用

十五を指て外分注来之者を外慰之中与途中云
度々町人神之者を相咎又八海草田町自分
書屋上り菓を好給て外侍長松文役人与春
ため陰分入念以給中使之加役荒井十左衛組
如之者見咎相尋以長々如中遣与彼乞取
給之後相言以後大可仰之事有重追放

法尚書所書

一 江戸拂

元和五子年七月廿二日

近度半年御組元与

御免 糟屋新五郎

右之者後小菅治組松平求馬丞支配荒川八三郎
同乃役新吉原町焼給見掛て役与可能出変
八三郎後股引を右紀十五を指て外を途中云

町人弥〻者ニ相咎ヲ役人弥ニ致ハ之ハ難ク
居家ヲ用ヒ以テ如何様ニも致方ニ至ル処ニ無リニ
いなし並ニ之ニ自分書屋ヨリ上リ水ヲ給ハ此八二郎
中ニ此役人弥ニ致ハ居ル所ニ者ニ
浅草田町壱町目自分書屋ヨリ上リ水好給連立
ニ此役ハ居加役荒井十左衛門ヲ組ヲ者ニ者ニ
彼ニ之ニ相尋ハ居八二郎かいハ居ハ中ニ遠ハ
如何ニ存ハ何連ニ成ニ無ニ此役度何連ニ居成
ヲ致八二郎中ニ随見知越ニ而ニ連ニ此成
ハ自ニ相報中ニ此ハ始末奇ヲ而ニ有江戸拂

大田書

伊沢播磨守左組

下枝宗女

天和二宮年七月六日
於行死罪

明和五子年十月五日去行十後
日六丑年正月五日

一 八丈島口流罪
枝宗女後附史殺し
科去宮年お行死罪
[illegible]

伊宗宮年[illegible]

右[illegible]小姜行増田左衛宅ニ[illegible]左衛活水大書
其山基田帰牛込田細工町左衛同和三光院門前
右衛之清俗ニ志後博奥ニ用ル志後と迄し河端

大田書

伊沢播磨守元組

下枝宗女

天和二年七月六日
於伊豆罷

明和五子年十月五日至伊十渡
同六丑年正月五日

一人大伊口流罪

右之者成小菓結増田左衛宅ニ而左衛活水大書
其山甚四郎牛込田細工町左衛同和三光院門前
五郎三清俱ニ大坂博奕ニ用ル大坂と迄し河端

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』　請求記号 813-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

813
1

国立国会図書館　タイトル『赦帳』 請求記号 813-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳』請求記号 813-1

ガラス使用